

令和5年度

学校教育指導の重点

〈高等学校教育版〉



福島県教育委員会

目 次

令和5年度学校教育指導の重点	-----	1
幼児教育	-----	2
小・中学校教育	-----	
児童生徒一人一人が未来の創り手となる小・中学校教育	-----	4
「学びの変革」によって資質・能力を確実に育成する	-----	8
少人数教育	-----	10
小学校教科担任制	-----	12
各教科指導の重点	-----	
国語 (13) 社会 (15) 算数、数学 (17) 理科 (19)	-----	
生活 (21) 音楽 (22) 図画工作、美術 (24) 体育、保健体育 (26)	-----	
家庭 (28) 技術・家庭 (家庭分野、技術分野) (29) 外国語 (31)	-----	
特別の教科 道徳	-----	33
外国語活動	-----	34
総合的な学習の時間	-----	35
特別活動	-----	36
生徒指導	-----	37
キャリア教育	-----	38
図書館教育、人権教育	-----	39
環境教育、情報教育	-----	40
国際理解教育、へき地・小規模学校教育	-----	41
健康教育	-----	42
防災教育、放射線教育	-----	43
主権者教育	-----	44
特別支援教育	-----	45
特別支援教育（小・中）	-----	47
高等学校教育	-----	
令和5年度学校教育指導の重点	-----	1
生徒一人一人の進路実現を図る高等学校教育	-----	2
「高等学校学習指導要領」について	-----	3
学習評価について	-----	4
各教科指導の重点	-----	
国語 (7) 地理歴史 (8) 公民 (9) 数学 (10) 理科 (11)	-----	
保健体育 (12) 芸術 (13) 外国語 (14) 家庭 (15) 情報 (16)	-----	
農業 (17) 工業 (18) 商業 (19) 水産 (20) 福祉 (21)	-----	
総合的な探究の時間	-----	22
特別活動	-----	23
道徳教育	-----	24
生徒指導	-----	25
進路指導	-----	26
健康教育	-----	27
防災教育	-----	28
放射線教育	-----	29
主権者教育	-----	30
特別支援教育（高）	-----	31
特別支援学校教育	-----	
令和5年度学校教育指導の重点	-----	1
「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する特別支援教育	-----	2
【特別支援学校】	-----	
特別支援学校の教育	-----	5
特別の教科 道徳	-----	10
外国語活動	-----	11
総合的な学習（総合的な探究）の時間	-----	13
特別活動	-----	14
自立活動	-----	15
各教科等を合わせた指導	-----	16
生徒指導	-----	17
進路指導	-----	19
情報教育	-----	21
健康教育	-----	22
防災教育	-----	24
放射線教育	-----	25
主権者教育	-----	26

学校教育指導の重点

福島県教育委員会

【第7次福島県総合教育計画】

福島県で育成したい人間像

**急激な社会の変化の中で、自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、
多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人**

「福島ならでは」の教育の推進

- ・「福島らしさ」をいかした多様性を力に変える教育
- ・福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育

【学びの変革推進プラン】

〔施策1〕「学びの変革」によって資質・能力を確実に育成する

〔施策2〕「学校の在り方の変革」によって教員の力、学校の力を最大化する

〔施策3〕学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌をつくる

〔施策4〕福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育を推進する

〔施策5〕人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる

〔施策6〕安心して学べる環境を整備する

高等学校教育

生徒一人一人の進路実現を図る高等学校教育

【指針】

- 教育内容・方法の改善・充実
- I C T活用などによる学びの変革
- 自己指導能力の育成を目指した生徒指導の充実
- キャリア教育の視点に立った進路指導の推進
- 体育・健康に関する指導の充実

特別支援教育

「地域で共に学び、共に生きる
教育」を推進する特別支援教育

【指針】

- 連続性のある多様な学びの場を重視した対応

小・中学校教育

児童生徒一人一人が未来の創り手となる小・中学校教育

【指針】

- 急激な社会の変化の中でも通用する資質・能力の育成を図る学習指導の工夫・改善
- 道徳や体験活動を重視した豊かな人間性・社会性の育成と体育・健康に関する指導の充実
- 「社会に開かれた教育課程」の実現と家庭や地域社会とともにある学校づくり

↑ 連携・交流 ↓

幼児教育

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育

【指針】

- 生きる力の基礎を育む教育・保育の充実と幼児期における資質・能力の育成
- 園種、年齢や発達の過程を踏まえた教育課程の編成と指導計画の作成
- 家庭や地域社会等との連携を生かした特色ある園づくりの推進

- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

- 自立と社会参加に向けた教育の充実

高等学校教育

生徒一人一人の進路実現を図る高等学校教育

教育内容・方法の改善・充実

- 中学校教育との一貫性に配慮しながら指導内容を精選し、基礎的・基本的な内容の確実な定着に努める。
- 自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを育成するため、個に応じた指導など指導方法の工夫改善に努める。
- 学習指導要領に示された目標に照らして、その実現状況をみる評価を一層重視するとともに、生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するなど、指導と評価の一体化を進め、授業の一層の改善・充実に努める。
- 各教科・科目等の指導に当たっては、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実に努める。
- 生徒の個性の伸長や創造性の育成を図るため、多様な選択科目を設け、選択幅の拡大に努める。
- 単位制の趣旨を踏まえ、進級の弾力化等単位制の積極的な活用に努める。
- 国際化や情報化の進展に対応し、国際社会に生きる日本人としての資質や情報活用能力の育成に努める。
- 人権についての理解を深めさせるとともに、人権を尊重する心の育成に努める。
- 自然と人間のかかわりなどについて理解を深めさせ、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成に努める。
- 総合的な探究の時間については、各学校において、各学年の目標・内容を含めて学校としての全体計画を作成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を開拓するよう努める。
- 国家及び社会の形成者として必要な政治的教養を豊かにするための教育の充実に努める。

ICT活用などによる学びの変革

- 1人1台端末の導入等を踏まえ、発達段階を踏まえつつ、これまでの対面での教育とICTを取り入れた教育、紙とデジタルの双方の良さを取り入れた個別最適化された学び、遠隔地や他校との交流も含め多様性をいかす協働的な学び、新たな価値を創造する深まりのある探究的な学びの充実に努める。

自己指導能力の育成を目指した生徒指導の充実

- 中学校との連携を一層深め、入学後の早い時期に生徒一人一人の実態を把握し、高校生活への適応指導の充実に努める。
- 生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実に努める。
- ホームルーム活動を中心とした特別活動や各教科・科目等を通じて、人間としての在り方生き方に関する指導の充実に努める。

キャリア教育の視点に立った進路指導の推進

- キャリア教育の視点に立って、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせるとともに、生徒が自らの在り方生き方を考え、将来を見通して自主的・主体的に自己の進路を選択・決定できるよう、早期からの進路意識啓発に努める。

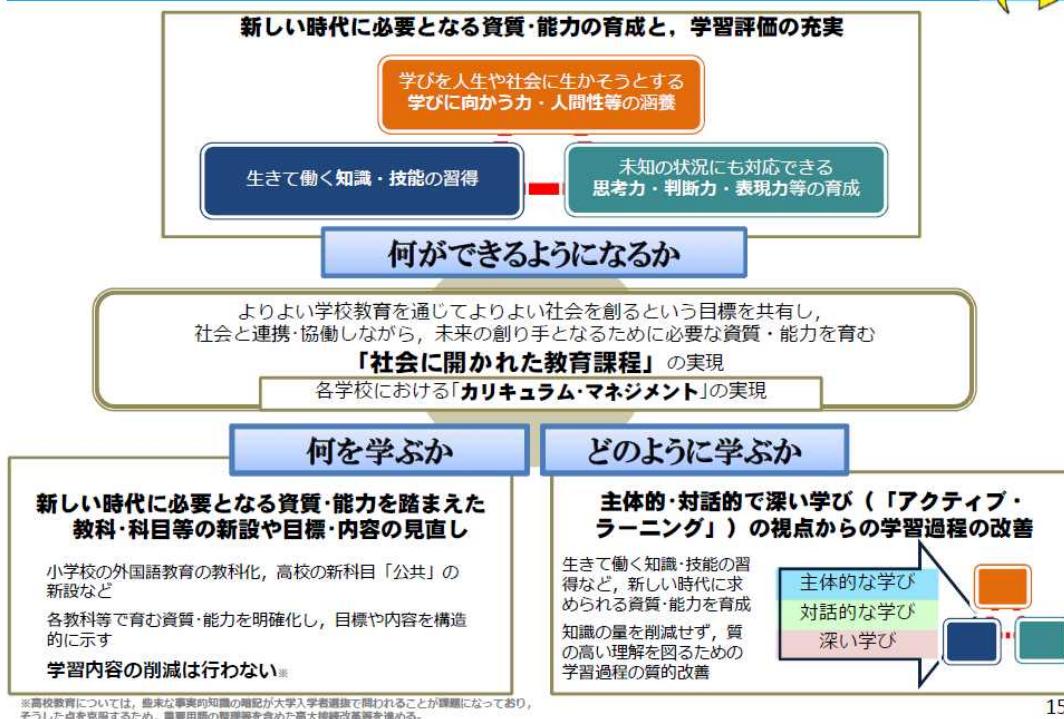
体育・健康に関する指導の充実

- 健康・安全で活力のある生活を営むために必要な資質や能力の育成に努める。特に、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導の充実を図る。
- 自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付けさせるとともに、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成する。

「高等学校学習指導要領」について

1 学習指導要領改訂の考え方について

学習指導要領改訂の考え方

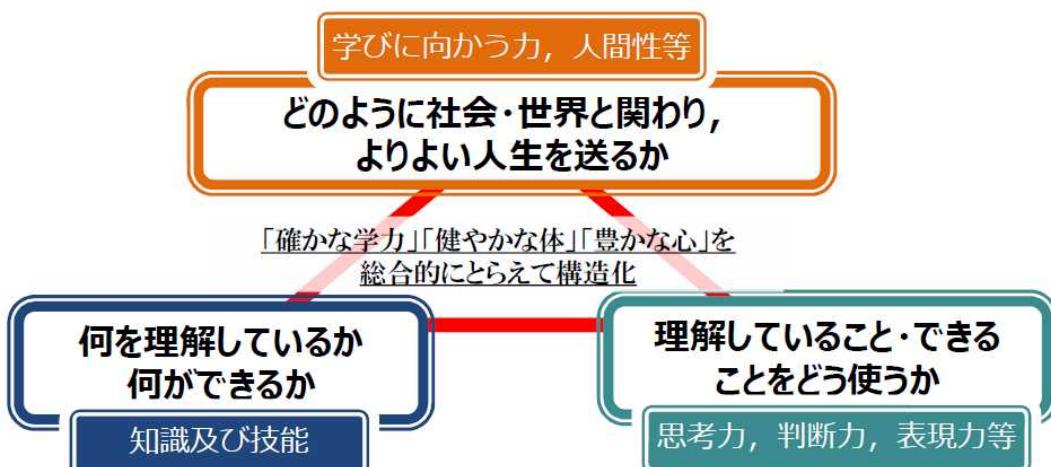


2 育成すべき資質・能力の三つの柱

育成すべき資質・能力の三つの柱



学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。



【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うこと、特に意を用いなければならない。

20

- * 出典：文部科学省ホームページ (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384662.htm)
令和元年度地方協議会等説明資料「新高等学校学習指導要領と学習評価の改善について」(高等学校)

学習評価について

1 学習評価についての基本的な考え方

(1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っていること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化の観点から、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っていること。

(3) 学習評価について指摘されている課題

学習評価の現状としては、(1) 及び (2) で述べたような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、

- ・学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない
 - ・現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない
 - ・教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい
 - ・教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない
 - ・相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない
- といった課題が指摘されていること。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

(3) で述べた課題に応えるとともに、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方にして、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要であること。

- 【1】児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- 【2】教師の指導改善につながるものにしていくこと
- 【3】これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

(平成31年3月 文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」)

2 観点別学習状況評価とは

(1) 現状における学習評価の課題

- ・学校や教師によっては学期末、学年末等の事後評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が生徒の学習改善や教師の指導改善につながりにくい。
- ・教師により評価規準が異なることがあり、生徒が学習改善の方針を定めにくい。

(2) 観点別学習状況評価導入の目的

- ・育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき学習指導要領で示された目標や内容を踏まえて、評価の観点を3つの観点に整理し、教師間の評価規準の共通化を図る。
- ・「指導と評価の計画」を作成することで、その単元における各時間の授業のねらいや評価規準の明確化を図る。
- ・評価規準を明確にすることで、生徒が自らの学習状況を把握して学習改善を図りやすくするとともに、教師が自らの指導改善を図る。

3 観点別学習状況評価の基本的な流れ

(1) 観点別学習状況評価の進め方

- ①内容のまとまりごとの評価規準を作成する。
- ②内容のまとまりごとの「指導と評価の計画」を作成する。
- ③「指導と評価の計画」に基づき学習指導を行い、「記録に残す評価」を収集しつつ、「学習や指導の改善に生かす評価」を授業や学習指導の改善に役立てる。
- ④収集した「記録に残す評価」に基づき、内容のまとまりごとの評価の総括を行う。
- ⑤内容のまとまりごとの総括評価に基づき、学年末（学期末）の評価の総括を行う。
- ⑥学年末（学期末）の総括評価に基づき、評定を定める。

4 観点別学習状況評価の手順の詳細

(1) 内容のまとまりごとの評価規準の作成

- ・学習指導要領の「各教科・科目等の目標」及び平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」の「評価の観点及びその趣旨」を踏まえ、科目ごとに「評価の観点の趣旨」を作成する。
- ・学習指導要領における各科目等の「内容」に基づき、「評価の観点の趣旨」を踏まえた「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

(2) 内容のまとまりごとの「指導と評価の計画」の作成

- ・「内容のまとまりごとの評価規準」に基づき、評価規準、評価時期、評価方法を明確にした「指導と評価の計画」を作成する。
- ・評価時期と評価方法を適切に設定するとともに、「記録に残す評価」と「学習や指導の改善に生かす評価」の場面を明確にし、教師が評価にかける労力の軽減を図る。
- ・評価はA B Cの3段階で行い、評価規準の作成においてはB評価の規準を明確にし、より高度な達成状況が認められる場合はA評価、B評価の規準に達しない場合はC評価とする。

(3) 評価資料の収集

- ・「指導と評価の計画」に基づき学習指導を行い、「記録に残す評価」の資料を収集する。
- ・「学習や指導の改善に生かす評価」については、生徒の学習状況を全体的に把握し、評価規準に照らして達成度が不十分であると認められる場合は、生徒への適切な働きかけや指導の手立ての改善を行う。
- ・定期考查等においても、観点別学習状況評価問題を作成する等、評価規準を踏まえた出題を検討する。

(4) 内容のまとめごとの評価の総括

- ・「記録に残す評価」の評価結果をもとに、3観点それぞれについて、「内容のまとめごとの評価の総括」をA B Cの3段階で行う。
- ・評価の総括方法はあらかじめ内規で定めておくなど、教師間で共通理解を図る。
- ・評価の総括の例として、以下のような方法が考えられる。
 - ア 「記録に残す評価」の評価結果のA B Cの個数をもとに総括する。
 - イ 「記録に残す評価」の評価結果のA B Cを数値化し、平均や合計をもとに総括する。
- ・特定の時期の「記録に残す評価」に重みを付けることもできる。その場合の評価の総括方法についてもあらかじめ適切に定めておく。

(5) 学年末（学期末）の評価の総括

- ・「内容のまとめごとの評価の総括結果」をもとに、3観点それぞれについてA B Cの3段階で「学年末（学期末）の評価の総括」を行う。
- ・評価の総括の例として、(4)と同様の方法が考えられる。

(6) 評定への総括

- ・「学年末（学期末）の評価の総括結果」等をもとに、5段階の評定を定める。
- ・今まで多く用いられていた、定期考查の点数や課題の提出状況等をもとに100点法で算出した「評点」のみに基づき「評定」を定める方法は、観点別学習状況評価の趣旨には合わないことに留意する。
- ・指導要録には、「観点別学習状況」及び「評定」を記載する。
- ・観点別学習状況評価に基づく評定の定め方は、あらかじめ内規で定めておくなど、教師間の共通理解を図る。
- ・観点別学習状況の評価結果（A、B、C）で表された学習の実現状況には幅があることから、機械的に評定を算出することが適當ではない場合もあることに留意する。
- ・評定の定め方の例として、以下のような方法が考えられる。
 - ア 「学年末（学期末）の評価の総括結果」のA B Cの組合せをもとに評定を定める。
 - イ 「学年末（学期末）の評価の総括結果」のA B Cを数値化し、その合計をもとに評定を定める。
 - ウ 総括評価のA B Cを数値化したものをもとに評定を定める。

□参考資料□

- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日 文部科学省初等中等教育局長）
- 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（高等学校編）（令和3年8月 国立教育政策研究所教育課程研究センター）

国語

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようになる。
- (2) 生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を伸ばす。
- (3) 言葉のもつ価値への認識を深めるとともに、言語感覚を磨き、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、生涯にわたり国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 教科及び科目の「目標」、生徒の実態等を踏まえた指導計画を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国語科の目標を踏まえ、各科目の性格、目標、内容及び内容の取扱いを的確に把握し、小・中学校との系統性にも配慮しながら、各学校の生徒の実態、特性等に応じた適切な指導計画を作成する。 (2) 単元など内容や時間のまとめを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。
2 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に基づいた指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各科目の内容の「知識及び技能」に示す事項については、「思考力、判断力、表現力等」に示す事項の指導を通して指導することを基本とする。 (2) 「思考力、判断力、表現力等」における「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」については、各科目の「内容」に示された言語活動例を参考に、生徒の発達や学習の状況に応じて設定した言語活動を通して、指導事項を指導する。 (3) 「思考力、判断力、表現力等」における「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」については、各科目の「内容の取扱い」に示された授業時数に基づいて計画的に指導する。
3 授業及び言語活動を充実させるための工夫をする。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各科目の内容の「知識及び技能」に示す事項については、日常の言語活動を振り返ることなどを通して、生徒が、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるよう指導を工夫する。 (2) 生徒の読書意欲を喚起し、読書の幅を一層広げ、読書の習慣を養うとともに、文字・活字文化に対する理解が深まるようにする。 (3) 生徒がコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫する。 (4) 学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにする。 (5) 必要に応じて音声言語や画像による教材を用い、学習の効果を高めるようにする。
4 「指導」と「評価」の一体化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの観点に基づいて評価する。 (2) 学習指導要領の目標や内容を踏まえ、単元の目標、内容のまとめごとの評価規準を作成し、評価規準、評価時期、評価方法を明確にした「指導と評価の計画」を作成するとともに、評価の結果を学習指導の改善に生かすように努める。

地理歴史

社会的な見方・考え方を働きかせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようとする。
- (2) 地理や歴史に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて構想したりする力や、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 地理や歴史に関わる諸事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

指導の重点	努力事項
1 指導計画の改善及び充実を図る。	<ol style="list-style-type: none">(1) 地理歴史科の全体の目標と各科目の目標、内容を的確に把握し、科目間や公民科をはじめとする他教科との関連を図るとともに、地域や学校の実態と生徒の能力、適性、進路等を考慮した指導計画の作成に努める。(2) 小・中学校の学習内容との関連に留意し、社会的な見方・考え方育成されるよう指導計画の作成に努める。(3) 単元などの内容や時間のまとめを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る。その際、科目の特質に応じた見方・考え方を働きかせ、課題を追究したり解決したりする活動の充実を図る。
2 学習指導法の研究と授業の充実を図る。	<ol style="list-style-type: none">(1) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図る。(2) 各科目において課題を探究する学習等を充実させることにより、生徒の理解や思考が一層深まり、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう授業改善に努める。(3) 写真、図版、統計等の資料を活用し、生徒の思考力を高める指導法を工夫するとともに、生徒自らが的確に表現する力を育成するため、論述、討論等の言語活動の充実を図る。
3 指導と評価の一体化を図る。	<ol style="list-style-type: none">(1) 評価に当たっては、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点を重視する。(2) 学習指導要領の目標や内容を踏まえ、単元の目標、内容のまとめごとの評価規準を設定し、評価規準、評価時期、評価方法を明確にした「指導と評価の計画」を作成するとともに、評価の結果を学習指導の改善に生かすように努める。
4 必履修科目と選択科目の関連を図る。	<ol style="list-style-type: none">(1) 「地理総合」と「歴史総合」を全ての生徒に履修させることとし、「地理総合」を履修した後に選択科目である「地理探究」を、「歴史総合」を履修した後に選択科目である「日本史探究」、「世界史探究」を履修できるという基本的な構造に留意し、必履修科目と選択科目、選択科目相互の有機的関連を一層図るよう研究を深める。

公 民

社会的な見方・考え方を働きかせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 選択・判断の手掛かりとなる概念や理論及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸課題について理解するとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したりする力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことと議論する力を養う。
- (3) よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、人間としての在り方生き方についての自覚や、国民主権を担う公民として、自國を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 指導計画の改善及び充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公民科の全体の目標と各科目の目標、内容を的確に把握し、科目間や地理歴史科をはじめとする他教科との関連を図るとともに、地域や学校の実態と生徒の能力、適性、進路等を考慮した指導計画の作成に努める。 (2) 小・中学校の学習内容との関連に十分留意し、現代社会について理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方に対する自覚を育て、生徒一人一人が主体的に生きるためにの能力や態度が育成されるような指導計画の作成に努める。
2 指導内容の精選及び構造化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生徒の実態を踏まえ、基礎的・基本的な内容を精選し、生徒の学習効果が上がるよう教材の構造化を図る。 (2) 生徒の思考過程を重視した学習をより有効に進めるため、適切な資料の作成、準備について工夫する。
3 学習指導法の研究と授業の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生徒の能力、適性、進路等が多様化していることを踏まえ、指導の個別化、学習の個性化の観点から、生徒が自ら学ぶ意欲を高める指導法を工夫し、その実践に努める。 (2) 各科目において課題を探究する学習等を充実させることにより、生徒の理解や思考が一層深まり、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう授業改善に努める。
4 指導と評価の一体化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 評価に当たっては、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点を重視する。 (2) 学習活動の内容や評価の目的に応じ、評価規準、評価方法、評価の時期や場面などについて工夫するとともに評価の結果を学習指導の改善に生かすように努める。
5 科目間の関連を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各科目の履修については、この教科の基本的な構造に留意し、科目相互の有機的関連を一層図るよう研究を深める。 (2) 各科目とも、生徒の実態を踏まえ、身近で具体的な事象を教材化して、思考力や判断力及び資料活用の技能を養う。

数 学

数学的な見方・考え方を働きかせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解するとともに、事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。
- (2) 数学を活用して事象を論理的に考察する力、事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。
- (3) 数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとする態度、粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断しようとする態度、問題解決の過程を振り返って考察を深めたり、評価・改善したりしようとする態度や創造性の基礎を養う。

指導の重点	努力事業項目
1 各科目の目標や内容のねらいが十分達成できるよう指導計画を作成する。	<p>(1) 単元など内容や時間のまとめを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、数学的活動を通して、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る。その際、数学的な見方・考え方を働きながら、日常の事象や社会の事象を数理的に捉え、数学の問題を見いだし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図る。</p> <p>(2) 各科目を履修させるに当たっては、当該科目や数学科に属する他の科目の内容及び理科、家庭科、情報科、理数科等の内容を踏まえ、相互の関連を図るとともに、学習内容の系統性に留意する。</p> <p>(3) 障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。</p>
2 主体的・対話的で深い学びを実現できるように指導方法の工夫と改善に努める。	<p>(1) 数学的な表現を用いて簡潔・明瞭・的確に表現したり、数学的な表現を解釈したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの機会を設ける。</p> <p>(2) 必要に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用する。</p> <p>(3) 数学を学習する意義などを実感できるよう工夫するとともに、次のような学習活動に取り組む。</p> <p>① 日常の事象や社会の事象などを数理的に捉え、数学的に表現・処理して問題を解決し、解決の過程や結果を振り返って考察する活動。</p> <p>② 数学の事象から自ら問題を見いだし解決して、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に考察する活動。</p> <p>③ 自らの考えを数学的に表現して説明したり、議論したりする活動。</p>
3 評価方法の工夫・改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	<p>(1) 「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点を踏まえ、適切な評価規準を設定する。</p> <p>(2) 絶えず指導の成果を検証し、指導方法の改善に努めるとともに、生徒一人一人の変容を的確に把握して、適切な評価ができるように工夫する。</p>

理 科

自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する技能を身に付けようとする。
- (2) 観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。
- (3) 自然の事物・現象に主体的に関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。

指 导 の 重 点	努 力 事 項
1 各科目の目標や内容のねらいが十分達成できるように指導計画を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 単元など内容や時間のまとめを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実を図る。 (2) 各科目を履修させるに当たっては、当該科目や理科に属する他の科の履修内容を踏まえ、相互の連携を一層充実させるとともに、他教科等の目標や学習の内容の関連に留意し、連携を図る。 (3) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
2 内容の取扱いに当たっては、右の事項に配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各科の指導に当たっては、問題を見いだし観察、実験などを計画する学習活動、観察、実験などの結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などが充実するようにする。 (2) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図る。また、環境問題や科学技術の進歩と人間生活に関わる内容等については、持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら、科学的な見地から取り扱う。 (3) 各科の指導に当たっては、観察、実験の過程での情報の収集・検索、計測・制御、結果の集計・処理などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用する。 (4) 観察、実験、野外観察などの体験的な学習活動を充実させる。また、環境整備に十分配慮する。 (5) 各科の指導に当たっては、大学や研究機関、博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るようにする。 (6) 科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていることに触れる。また、理科で学習することが様々な職業などと関連していることにも触れる。 (7) 観察、実験、野外観察などの指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止に十分留意するとともに、使用薬品などの管理及び廃棄についても適切な措置を講ずる。
3 評価基準の作成と評価の実施に当たっては、右の事項に留意する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の観点ごとのポイントを踏まえ、「内容のまとめごと」の評価基準を作成する。 (2) 学習指導のねらいが生徒の学習状況として実現されたかについて、評価基準に照らして観察し、毎時間の授業で適宜指導を行うために、評価の計画を立てる。

保健体育

体育や保健の見方・考え方を働きかせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び社会生活における健康・安全について理解するとともに、技能を身に付けるようとする。
- (2) 運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって継続して運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

指導の重点	努力事業項目
1 指導計画	<p>(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通し、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。その際、体育や保健の見方・考え方を働きかせながら、運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、その合理的、計画的な解決のための活動の充実につとめる。</p> <p>(2) 体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に向け、具体的な解決策を盛り込んだ体力向上推進計画を作成し、適切な実施と改善に努める。</p>
2 指導方法の工夫・改善	<p>[体育]</p> <p>(1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視し、目標及び内容の構造の見直しに努める。</p> <p>(2) 「カリキュラム・マネジメント」の実現及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する観点から発達段階のまとまりを踏まえ、指導内容の系統性を改めて整理し、各領域で身に付けさせたい指導内容の一層の充実に努める。</p> <p>(3) 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を卒業後も社会で実践することができるよう、共生の視点を重視して指導内容の充実に努める。</p> <p>[保健]</p> <p>(1) 生涯にわたって健康を保持増進する資質能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標内容の改善に努める。</p> <p>(2) 生徒の思考力・判断力等を育成するため、知識を活用する学習活動や実習、実験及び課題学習などを取り入れるとともに、地域や学校の実情に応じて養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員など専門性を有する教職員等の参加・協力の推進に努める。</p> <p>(3) 心と体を一体的にとらえ「保健」と「体育」の一層の関連を図った指導等の改善に努める。</p>
3 学習評価	<p>(1) 学習評価の在り方については、新高等学校学習指導要領の規定を適用する部分を含め現行高等学校学習指導要領以下の評価規準等に基づき、学習評価を行う。</p> <p>(2) 特に入学年次と入学年次の次の年次においては、学習評価を通して教師の指導改善と生徒が自らの学習を振り返り次の学習に向かうことができるよう工夫する。</p> <p>(3) 「いつ何を教え、どの観点で、何を使って評価するか」を明確にし、指導と評価の一体化を図る。</p>

芸術

芸術の幅広い活動を通して、各科目における見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1)芸術に関する各科目の特質について理解するとともに、意図に基づいて表現するための技能を身に付けるようとする。
- (2)創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりすることができるようとする。
- (3)生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

指 导 の 重 点	努 力 事 項
1 生徒の個性を生かした創造的な活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育み、豊かな情操を培う。	<p>(1) 単元・題材の指導計画及び授業について、指導目標及び評価の観点を明確にするとともに、学習構造の把握に基づいた指導と評価を行う。</p> <p>(2) 生徒一人一人が創造的な活動を主体的に展開できるよう、指導過程や学習形態について工夫改善を行う。</p> <p>(3) 学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る。</p> <p>芸術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設された【共通事項】に関する指導を工夫する。 ・I C Tの効果的な活用を工夫する。 <p>音楽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。 <p>美術・工芸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図る。 <p>書道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感性を働かせて、能動的に、表現を構想し工夫したり作品の意味や価値を見いだしたりする学習となるよう、内容の改善を図る。
2 生徒の実態等に応じた教育課程の編成に努めるとともに、学習指導要領の趣旨を踏まえた年間指導計画を作成する。	<p>(1) 生徒の特性、進路等に応じた多様な各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修できるよう配慮する。</p> <p>(2) 生徒の実態及び小・中学校における指導内容との接続や系統性に配慮した年間指導計画を作成する。特に「書道」については、中学校の国語科書写との円滑な接続を図る。</p> <p>(3) 生涯にわたり多様な芸術文化に親しむ生徒を育てる観点から、表現と鑑賞の相互の関連を図りながら、鑑賞の指導内容の充実に努める。特に我が国や郷土の伝統音楽、我が国の伝統的な美術、文字と書の伝統など、伝統や文化に関する学習の充実を図る。</p>
3 学習指導の工夫や学習評価の改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	<p>(1) 各科目の目標と評価の観点の趣旨を踏まえ、適切に評価規準を設定する。</p> <p>(参考)</p> <p>「知識・技能」、「思考・判断・表現」、 「主体的に学習に取り組む態度」</p> <p>(2) 生徒一人一人の主体的な学習活動の展開を支援するとともに、教師の授業改善に生きる評価の在り方について研究する。</p>

外国語（英語）

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動及びこれらを結び付けた統合的な言語活動を通して、情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成する。

指導の重点	努力事項
1 生徒の実態に応じ、育成を目指す資質・能力を明確にし、年次ごと及び科目ごとの目標を適切に定め、指導計画を作成する。	(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。 (2) 中学校における五つの領域を有機的に関連させた活動を通した指導を踏まえ、中学校における学習内容との接続や高等学校での学習への円滑な移行を配慮し、複数の領域を結び付けた統合的な言語活動の一層の充実を図るようにする。 (3) 学習到達目標をCAN-DOリストの形で設定・公表し、達成状況を把握することにより、指導と評価、授業の改善を図る。 (4) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを設定し、言語活動を通して育成すべき資質・能力を明確に示すことにより、生徒が主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりして自分の学びや変容を自覚できるようにする。
2 五つの領域別の言語活動及び複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通して、五つの領域を総合的に育成する。	(1) 具体的な課題等を設定し、生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現、文法などをの知識を五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習を充実させる。 (2) 生徒が英語に触れる機会を充実させるとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うこととする基本とする。 (3) 文法は、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、使用する場面や伝えようとする内容と関連付けて整理するなど、実際のコミュニケーションにおいて活用できるように、効果的な指導を工夫する。 (4) 生徒が発話する機会を増やすとともに、他者と協働する力を育成するため、ペア・ワーク、グループ・ワークなどの学習形態について適宜工夫する。 (5) 各科の指導に当たっては、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用し、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図るようにする。
3 評価方法の工夫・改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点により、単元など内容や時間のまとまりの中で適切な評価規準を設定する。 (2) パフォーマンス評価などにより、「言語を用いて何ができるか」という観点から評価がなされるよう、評価方法、評価の場面や時期などについて適切に工夫し、生徒の学習状況を総合的に評価するとともに、学習指導の改善に生かす。

家 庭

【共通教科「家庭】

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。

【専門教科「家庭】

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通じて、生活の質の向上と社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようする。
- (2) 生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

指 导 の 重 点	努 力 事 項
1 学科や教科及び科目の目標、生徒の実態等を踏まえた指導計画を作成する。	<ol style="list-style-type: none">(1) 教科・科目の目標を的確に把握し、各学校の生徒の実態や特性等に応じた適切な指導計画を作成する。(2) 共通教科においては、小学校家庭科・中学校技術・家庭科との連続性と系統性を重視するとともに、共通教科及び専門教科それぞれにおいて、題材など内容や時間のまとまりを適切に構成し、効果的な学習計画を作成する。(3) 普通科等においては、生徒の進路等を考慮し、適切な科目を選択する。(4) 家庭に関する学科においては、生活産業に従事するスペシャリストを育成する視点から、就業体験などを取り入れた指導計画を作成する。
2 家庭や地域の生活及び生活産業と関連付け、見方・考え方を働かせた、実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を充実する。	<ol style="list-style-type: none">(1) 共通教科では生活を創造する主体として、専門教科では生活産業に従事する者として、必要な基礎的・基本的な知識と技能（技術）を、実践的・体験的な学習を通して定着させるよう努める。(2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図る。(3) 令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、消費生活に関わる内容について一層充実させるよう留意する。(4) コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用したり、グループで生活上の課題解決を目指す活動を行う等言語活動を工夫したりすることにより、思考力・判断力・表現力が身に付くように、効果的な指導方法に留意する。(5) ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動においては、自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践することを通して生活を科学的に探究する方法や問題解決の能力を身に付けるよう指導する。
3 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	<ol style="list-style-type: none">(1) 「知識・技能（技術）」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点に基づいた観点別学習評価の考え方について理解を深め、適切な評価規準を設定する。(2) 目標の実現状況を的確に把握し、生徒の学習指導の改善に生かす評価を実践する。
4 事故や食中毒防止のため、安全管理や衛生管理を徹底する。	<ol style="list-style-type: none">(1) 実習室などの安全管理や衛生管理を徹底するとともに、学習環境の整備に努める。(2) 器具や材料の安全で衛生的な管理と取扱いについての指導を徹底し、事故や食中毒を防止する。

情 報

情報に関する科学的な見方・考え方を働きかせ、情報技術を活用して問題の発見・解決を行う学習活動を通して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学校や生徒の実態等に応じて指導計画を作成する。	(1) 中学校での学習内容や生徒の情報機器の活用スキルを踏まえ、他の各教科・科目等の学習において情報活用能力を生かし高めることができるよう、他の各教科・科目等との連携を図りながら指導計画を作成する。 (2) 座学とのバランスを考慮して、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を適正な時間確保する。 (3) 適切な学習単元において、コンピュータに意図した処理を行わせるための論理的な思考と性能をより改善するための工夫を考えさせる学習場面を設定する。 (4) 情報機器を活用した学習を行うに当たっては、適切な作業環境と利用規程を明確にして情報機器を活用させる。
2 「情報活用能力」を育成するために、指導方法を工夫・改善する。	(1) 情報教育の目標の3つの観点である「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」を相互に関連付けて、バランスよく育てることができるようにする。 (2) 官庁等のオープンデータを活用するなどして、情報技術の適切かつ効果的な処理により、種々の事象の中から問題を発見できる力を育成する。
3 情報モラルの育成を図る。	(1) 内容の全体を通し、SNSの急速な普及によるトラブルを例示するなどして、情報の信頼性や信憑性を見極めたり確保したりする能力の育成を図るとともに、知的財産や個人情報の保護と活用をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図る。 (2) 何々してはいけないという対処的なルールを身に付けさせるだけでなく、それらのルールの意味を正しく理解させ、新たな場面でも正しい行動がとれるような考え方と態度を身に付けさせる。
4 言語活動の充実を図る。	(1) 生徒が主体的に考え、討議し、発表し合う学習活動を取り入れ、言語活動の充実を図り、新たな情報を創り出したり、分かりやすく情報を表現したり、正しく伝達したり、他者と協働して問題を適切に解決する学習活動を充実する。
5 評価方法の工夫・改善に努め、指導方法の改善及び指導と評価の一体化を図る。	(1) 「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点を踏まえ、適切な評価規準を設定する。 (2) 絶えず指導の成果を検証し、指導方法の改善に努めるとともに、生徒一人一人の変容を的確に把握して、適切な評価ができるように工夫する。

農業

農業の見方・考え方を働きかせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通じて、農業や農業関連産業を通じ、地位や社会の健全で持続可能な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 農業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 各科目の目標をとらえ、学校や生徒の実態に即した指導計画を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 科目「農業と環境」における栽培や飼育、環境の調査など体験的、継続的な学習活動を通して、農業生物の成長や環境創造の喜びを体験させ、農業への興味・関心を高める指導を行う。 (2) 実験・実習などの実践的・体験的な学習を十分に確保し、GAP、HACC PやSDGs等、新たな農業分野のニーズへの対応を図りながら、農業及び農業関連産業を志向するよう指導計画を工夫する。 (3) 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、外部人材の積極的な活用に努め、職業意識を育成する。
2 基礎・基本の確実な定着を図るとともに、言語活動を充実させコミュニケーション能力や課題解決能力を育成するための指導方法を工夫・改善する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個に応じた指導や「わかる授業」の実践に心がけ、基礎的・基本的な知識及び技術の定着を図る。 (2) 生徒の実態を考慮し、特別な配慮が必要な場合には、基礎的・基本的な事項が確実に身に付くよう内容を精選するとともに、実験・実習など指導の工夫をこらす。 (3) 実験・実習を通して、主体的に取り組む態度や思考力・判断力・表現力などを育むよう指導法の改善に努める。 (4) 各科目の指導に当たっては、ICT機器や情報通信ネットワーク等の情報手段の効果的な活用を図り、学習効果を高める。 (5) プロジェクト学習の体験的・探究的な課題解決学習を通して、農業に関する資質・能力を育成する。 (6) 課題解決能力や創造性を養う観点から、科目「課題研究」についての研究を積極的に行い、成果について発表する機会を設けるなど言語活動の充実に努める。 (7) 学校農業クラブの位置付けを明確にし、活動の活性化を図るための指導の工夫・改善を行い、活動の充実に努める。 (8) 農業学習の場としての学校農場の位置付けを明確にし、その機能を十分に生かすことのできる運営に努める。 (9) 環境・エネルギーに関する内容や食の安全等への対応に関する内容を充実させ、倫理観の育成に努める。 (10) 教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める。
3 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 目標に準拠した評価及び「知識・技術」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点に基づいた評価を行う。 (2) 絶えず指導の成果を検証し、個々の生徒の変容を的確に把握した指導方法及び効果的な評価方法の工夫を行う。

工 業

工業の見方・考え方を働きかせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通じて、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 工業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようとする。
- (2) 工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

指 导 の 重 点	努 力 事 項
1 将来の専門性の基礎・基本の習得を図るため、実験・実習等の実践的・体験的な学習を重視して指導計画を作成する。	<ul style="list-style-type: none">(1) 実験・実習の内容の精選とシステム化を図り、将来の専門性の基礎的・基本的な知識と技術を実践的・体験的学習を通して習得できるように指導計画を作成する。(2) 生徒の進路希望等に応じて選択制・類型を導入するなど、特色ある多様な教育課程の編成に努める。(3) 問題解決能力、実践力、創造力などを養うため、課題解決型学習を教育課程の中に位置付けるとともに、学科の特性に応じた資格取得を推進できるように配慮する。(4) 施設・設備の整備を行い、その有効利用を図るとともに、安全教育や環境問題に関する教育の徹底にも努める。
2 主体的、合理的に、かつ倫理観をもって課題を解決する能力を身に付けることができるよう、指導方法を工夫・改善する。	<ul style="list-style-type: none">(1) 工業の基礎的な技能・技術を総合的な実験・実習により体験させ、興味・関心を喚起し、工業の意義や役割を理解するよう努める。(2) 具体的な事象をとおして学習させ、工業各科の専門教育に必要とされる数理的な処理能力及び倫理観の育成に努める。(3) 校内研修を中心として、組織的・継続的に研究実践を進め、教師の専門性と指導力の向上に努める。(4) 多様化した生徒の能力や適性の伸長を図るために、学習の個別化に努める。
3 思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、言語活動の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none">(1) 各科目の教育内容や生徒の発達段階等に応じて、言語活動を適切に位置付ける。(2) 各科目において、自ら考え、課題を探究し解決する実践的な態度を育成するため、討論、予測、比較・検討、討議などの学習活動の充実を図る。
4 評価方法の工夫・改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	<ul style="list-style-type: none">(1) 目標に準拠した評価及び「知識・技術」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点に基づいた評価の考え方について一層の理解を深め、適切な評価に努める。(2) 絶えず指導の成果を検証し、指導方法の改善に努めるとともに、生徒一人一人の変容を的確に把握して、適切な評価ができるよう工夫する。

商 業

商業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通じて、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のように育成することを目指す。

- (1) 商業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようとする。
- (2) ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

指 导 の 重 点	努 力 事 項
1 商業に関する基礎的・基本的な知識と技術の確実な習得を目指すとともに、知識と技術を活用する上で必要となる思考力、判断力、表現力等を育成するよう努める。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 商業を学ぶ目的や学び方等についてガイダンスし、目的意識の高揚と学習意欲の向上に努める。 (2) 商業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、経済社会を取り巻く環境の変化や生徒の多様な進路へ対応した指導内容や指導方法を吟味して指導計画を作成する。 (3) 生徒の個性の理解に努め、個に応じた指導方法を確立するとともに、適切な教材の選定やＩＣＴを効果的に活用するなど指導方法の改善に努め、個性の伸長を目指した指導計画を作成する。 (4) 生徒の実態や学科の特性等を考慮し、資格取得や競技会への挑戦など、目標をもった意欲的な学習を通して確実な知識と技術の定着を図る。 (5) 商業の科目の内容を確実に身に付けさせるために実験・実習などの体験的な学習を一層重視し、これに充てる授業時数を確保するようにする。
2 実際のビジネスに即した体験的な学習を通して、ビジネスの諸活動を主体的、合理的、かつ倫理観をもつて行う態度の育成を図るとともに、言語活動の充実を図り、コミュニケーション能力の育成に努める。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 自ら課題を発見し、解決できる能力や生涯にわたって自発的、創造的に学習に取り組む態度を養う観点から、「課題研究」についての工夫改善に努める。 (2) 「総合実践」が実践的活動による総合的な科目であることを踏まえ、学科の目標が十分達成できる特色ある実践体系づくりを目指す。 (3) キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界の人々からの協力を積極的に得るように配慮する。 (4) 言語活動の充実においては、ビジネスの諸活動に関する具体的な事例を取り上げ、考察、討論、発表などを行う学習活動や、ビジネスに関する具体的な課題を設定し、様々な情報を収集・分析・評価し、発表するなどの学習活動を充実する。その際、起業家教育や知的財産教育の視点にも配慮する。 (5) 各分野において、顧客満足実現能力、ビジネス探求能力、会計情報提供・活用能力、情報処理・活用能力の育成に努めるとともに、倫理観、遵法精神、規範意識、責任感、協調性など、ビジネスに必要な豊かな人間性を育むよう配慮する。
3 情報教育の積極的な推進を図る。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 情報セキュリティや情報モラルに関する指導の充実を図る。 (2) 情報通信機器の授業への積極的な活用を図り、指導の効果を高めるとともに、商業教育における情報の処理・活用能力を育成するための研究を推進する。
4 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 目標に準拠した評価及び「知識・技術」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点に基づいた評価の考え方について一層の理解を深め、適切な評価に努める。 (2) 絶えず生徒一人一人の変容を的確に把握し、指導の成果を検証して指導方法の改善に努め、指導と評価の計画を見直す。

水産

水産の見方・考え方を働きかせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通じて、水産業や海洋関連産業を通じ、地位や社会の健全で持続可能な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようする。
- (2) 水産や海洋に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 各科目の目標をとらえ、学校や生徒の実態に即した指導計画を作成する。	<ol style="list-style-type: none">(1) 科目「水産海洋基礎」における水産や海洋に関する実験、実習、見学及び実習船による体験乗船等の実際的、体験的な学習を通して、水産への興味・関心を高める指導を行う。(2) 実験・実習の実践的・体験的な学習を十分に確保し、水産及び海洋関連産業を志向するよう指導計画を工夫する。(3) 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、外部人材の積極的な活用に努め、職業意識を育成する。(4) 海洋実習・乗船実習においては、綿密な計画に基づき、緊急事態にも対応できるよう配慮するとともに、指導体制の確立に努める。
2 基礎・基本の確実な定着を図るとともに、言語活動を充実させコミュニケーション能力や課題解決能力を育成するための指導方法を工夫・改善する。	<ol style="list-style-type: none">(1) 個に応じた指導や「わかる授業」の実践に心がけ、基礎的・基本的な知識及び技術の定着を図る。(2) 生徒の実態を考慮し、特別な配慮が必要な場合には、基礎的・基本的な事項が確実に身に付くよう内容を精選するとともに、実験・実習など指導の工夫をこらす。(3) 実験・実習を通して、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを育むよう指導法の改善に努める。(4) 各科目の指導に当たっては、ＩＣＴ機器や情報通信ネットワーク等の情報手段の積極的かつ効果的な活用を図り、学習効果を高める。(5) プロジェクト学習を積極的に取り入れ、学習の過程を通して、課題解決型学習の面白さを実感させる。(6) 課題解決能力や創造性を養う観点から、科目「課題研究」についての研究を積極的に行い、成果について発表する機会を設けるなど言語活動の充実に努める。(7) 「海・水産物・船」を素材とした海の総合的な教育の充実に努める。(8) 環境・エネルギーに関する内容や食の安全（ＨＡＣＣＰ）等への対応に関する内容を充実させ、倫理観の育成に努める。(9) 教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める。
3 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	<ol style="list-style-type: none">(1) 目標に準拠した評価及び「知識・技術」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点に基づいた評価を行う。(2) 絶えず指導の成果を検証し、個々の生徒の変容を的確に把握した指導方法及び効果的な評価方法の工夫を行う。

福 祉

福祉の見方・考え方を働きかせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通じて、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 福祉の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようになる。
- (2) 福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 地域や学校、生徒の実態を踏まえた教科・科目の目標達成のための指導計画を作成する。	<p>(1) 教科・科目の目標を的確に把握し、各学校の生徒の実態、特性等に応じた適切な指導計画を作成する。</p> <p>(2) 知識や技術を断片的に学習させるのではなく、社会福祉施設の見学や実験・実習、調査研究及び日常的な実践活動などの実際的・体験的な学習を通して、活用できる知識と技術が総合的に身に付くよう指導計画を作成する。</p>
2 指導方法を工夫し、授業の改善をする。	<p>(1) 社会福祉に関する基礎的、基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させるため、教材研究、授業研究を行い、指導法の確立や教材開発に努める。</p> <p>(2) 社会福祉関連の職業に従事する者として求められる福祉観や倫理観を高めるため、社会福祉の理念と社会的な意義の理解を深めるよう指導を工夫する。</p> <p>(3) 福祉社会の一員として生活上の問題に関心をもち、社会福祉に関する課題を解決する能力と態度を育成する授業を工夫する。</p> <p>(4) コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用したり、グループで課題解決を目指す活動を行う等言語活動を工夫したりすることにより、思考力・判断力・表現力が身が付くように、効果的な指導方法に留意する。</p>
3 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	<p>(1) 「知識・技術」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点に基づいた観点別学習評価の考え方について理解を深め、適切な評価規準を設定する。</p> <p>(2) 目標の実現状況を的確に把握し、生徒の学習指導の改善に生かす評価を実践する。</p>

総合的な探究の時間

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようとする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問い合わせを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようとする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 地域や学校、生徒の実態等に応じ、特色ある指導計画を作成する。	<p>(1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る。</p> <p>(2) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、「各学校において定める目標及び内容」「育成を目指す資質・能力」「学習活動」「指導方法」「指導体制」「学習の評価の計画」などを示すようとする。</p>
2 学校の創意工夫を生かした学習活動を展開する。	<p>(1) 教師の専門性と生徒の主体性を生かしながら、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」などの一連の探究的な学習が展開できるようとする。</p> <p>(2) 問題の解決や探究活動の過程において、他者と協働して取り組む学習活動が行われるようにする。</p> <p>(3) 地域の素材や学習環境を積極的に活用し、地域の人々の協力も得ながら全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制の工夫を図る。</p>
3 生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価し、より効果的な指導が行えるよう工夫・改善に努める。	<p>(1) 学校で定める目標や内容を踏まえ、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す資質・能力」を定め、適切に評価する。</p> <p>(2) 活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果など、多様な評価方法や評価者による評価を適切に組み合わせ、生徒の成長を多面的に捉えるようにする。</p> <p>(3) 学んだこと、感じたこと、今後その課題にどのようにかかわっていくべきか等について生徒が自ら振り返ることができるよう評価を工夫する。</p>

特別活動

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次とのおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようになる。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

指導の重点	努力事項
1 各学校の創意工夫を一層発揮し、開かれた教育活動の充実を図る。	<p>(1) 教育課程の編成に当たっては、学習指導要領に基づき、各学校の創意工夫を生かし入学から卒業までを見通した全体計画と各学年の年間指導計画を作成する。</p> <p>(2) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などについては、ガイダンスとカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導する。</p> <p>(3) 特別活動の全体を通して、人間としての在り方生き方に関する指導を積極的に推進するとともに、社会とのかかわりを深めるような体験的な活動の場の設定を工夫する。</p>
2 生徒や学校、地域の実態に応じて、指導方法の工夫・改善を図る。	<p>○ ホームルーム活動</p> <p>(1) 生徒がホームルームや学校の生活に適応し、自己や集団生活の向上に主体的に取り組み、社会や集団の一員としての望ましい資質や能力・態度を育んでいくよう指導・援助する。</p> <p>(2) 生徒が自らの意志と責任に基づいて自己の将来を切り開き、着実に自己実現ができるよう指導・援助する。</p> <p>○ 生徒会活動</p> <p>(1) 生徒の活動の場や機会を計画的に確保し、異年齢集団による自発的、自治的な活動が活発に行われるよう一層工夫する。</p> <p>(2) ボランティア活動など地域等における社会貢献や社会参画の活動を重視するとともに、地域の人々との交流を進め、自主的・実践的な態度の育成を図る。</p> <p>○ 学校行事</p> <p>(1) 行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど、特色ある学校行事の創意工夫を行う。</p> <p>(2) 各行事間の関連を図りながら、生徒が社会の一員としての自覚と責任、共に生きる精神を育むことができるよう工夫する。</p>
3 生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価し、より効果的な指導が行えるよう工夫・改善に努める。	<p>(1) 特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえて、各学校において評価の観点を定める。</p> <p>(2) 学校全体としての評価体制を確立し、教師間の共通理解を図る。</p> <p>(3) 活動の過程における生徒の努力や意欲などを積極的に認め、生徒のよさを多面的・総合的に評価するよう努める。</p>

道徳教育

生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生きを考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤とする道徳性を養う。

指導の重点	努力事項
1 生徒の発達段階に対応し、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育の目標を達成する指導計画を作成する。	(1) 公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中心とした指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導計画を作成する。 (2) 総合的な探究の時間や各教科においては、関連する場面において計画的に指導するよう、全体計画に位置付ける。
2 人間としての在り方生き方について生徒自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するよう指導方法を工夫する。	(1) 生徒に固有な選択基準や判断基準が形成されるよう、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深める機会を設ける。 (2) 教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることがないよう、指導方法を工夫する。 (3) 就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動など、体験的な活動を充実させる。
3 各教育活動の特質に応じて、道徳性を構成する諸様相である、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度の育成に努める。	(1) 人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情である道徳的心情を養うよう指導する。 (2) それぞれの場面において善悪を判断する能力である道徳的判断力を養うよう指導する。 (3) 道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする道徳的実践意欲と態度を養うよう指導する。 (4) 道徳的諸様相が全体として密接な関連を持つよう指導を工夫する。 (5) 「ふくしま道徳教育資料集 第Ⅰ集・第Ⅱ集・第Ⅲ集」を活用するなど、指導の充実を図る。
4 道徳教育に関する理解を深め、指導力の向上を図る。	(1) 研修会、協議会等への参加や実践研究を通し、道徳教育への理解を深め、指導力の向上に努める。
5 学校の道徳教育に関して、家庭や地域社会との共通理解を深める。	(1) 学校の道徳教育の全体計画や諸活動の積極的な公表に努める。 (2) 道徳教育の充実に向け、家庭や地域の人々の積極的な参加や協力体制の構築に努める。

生徒指導

生徒指導は、生徒の人格を尊重し、生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と、社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを踏まえ、生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える。

指導の重点	努力事業項目
1 生徒指導計画の作成と、実効的な機能を果たす指導体制の確立を図る。	(1) 各校の創意に基づき、生徒に関わる様々な問題行動などを未然に防止して、発達を支える生徒指導を実現するため、計画段階から全教職員が参画して、適正な生徒指導計画を作成する。 (2) 生徒指導計画が実効的な機能を果たすため、生徒を支え、指導・援助する「時期」と「内容」を明確にし、全校体制で指導に当っていく意識を高める。
2 生徒の内面の発達を促すとともに、学校生活への適応を図る指導を推進する。	(1) 学校教育全体をとおして、人権尊重や人間としての在り方生き方にについて自覚を深める指導を充実させる。 (2) 学校が、「心の居場所」としての役割を果たせるよう、教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係の醸成に努める。 (3) 生活の中で自己を生かし、自己実現を図る力を育成するとともに、集団や社会の一員としての自覚と責任感を深め、社会性の育成を図る。
3 教育相談の充実を図る。	(1) 生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するよう、学校内の組織及び学校外の専門機関等と連携したチームによる支援体制を確立する。 (2) いじめや不登校についての基本的理解と予兆の現れ方、スクーリーニングの方法等について、教育相談コーディネーターがSCや関係機関等と連携を図りながら研修を実施する。 (3) 日頃から、課題未然防止教育としての「SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育」により、生徒が自他の心の危機に気付く力と相談する力を身に付けるよう努める。
4 いじめや問題行動等の未然防止に努めるとともに、事後の指導の充実を図る。	(1) いじめ防止対策推進法の定義に則り、教職員一人一人がいじめ防止のために生徒指導力の向上を図るとともに、いじめを生まない環境づくりと生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるよう働きかける。 (2) 学校いじめ対策組織を起点とし、教職員全員の共通理解を図り、総合的ないじめ対策を行う。 (3) いじめを重大事態化させないために、組織的に情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討する。問題に応じて、関係機関等との密接な連携を図るとともに、関係する被害生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築く。 (4) 問題行動については、未然防止と早期発見・早期対応に取り組み、十分な教育的配慮の下で、毅然とした対応を行う。
5 家庭及び関係機関、地域との連携を密にし、生徒指導の推進を図る。	(1) インターネット問題への対応は、未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対処において、学校内だけでは対応できない場合が多いため、専門家の見解を踏まえた対応を行うことができる体制の構築に努める。 (2) 生徒指導は学校や地域の状況に応じ、保護者へは早期に学校の姿勢を示すとともに、関係機関とは普段から情報交換を含めて、密接に連絡を取り合う体制の構築に努める。

進路指導

生徒の能力・適性、興味・関心及び進路等が多様化していることを踏まえ、生徒一人一人に自己の将来の生き方と進路についての関心を深めさせ、自己の能力・適性等の発見と進路意識の啓発に努める。

指導の重点	努力項目
1 キャリア教育の視点に立ち、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせるとともに、生徒が自らの在り方生き方を考え、将来を見通して自主的・主体的に自己の進路を選択・決定できるよう、教育課程における進路指導の位置付けを明確にした指導計画を作成する。	(1) 進路指導はキャリア教育（一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育）の中核をなすことを踏まえ、基礎的・汎用的能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）の向上を図る。 (2) 自校の目標すべき生徒の姿（目標）を明確にして、3年間を見通した計画的、組織的、継続的な進路指導を行うために、各教科、総合的な探究の時間、特別活動（ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事）等の関連を図り、全体計画と年間指導計画を作成する。
2 進路指導の意義を確認し、校内の指導体制の強化を図る。	(1) 進路指導は単なる就職・進学の選択指導ではなく、将来の人生設計や望ましい生き方の確立を目指している。これらの目標を達成するため、高等学校教育全体を見通した進路指導計画を作成し、組織的な指導体制を整備・強化する。
3 発達段階に即した進路選択を図るために教材の開発に努める。	(1) 中学校等との関連に配慮し、生徒の発達段階に応じた適切な課題を設定して、進路選択のための取組を促す。 (2) 自己理解、進路設計、進路の選択・決定に至るまでの一連の進路指導のために、教材開発に努める。
4 進路の実態に対応した教育課程を編成する。	(1) 生徒の進路希望を的確かつ柔軟にとらえ、それぞれの進路実現が図れるよう、適切な教育課程の編成に努める。
5 進路指導資料、進路情報室等の整備を図り、指導力の向上に努める。	(1) 進路指導資料及び進路情報室等の整備を図り、効果的な活用を推進する。 (2) 進路指導の専門的事項について、研究と研修を深め、適切な進路指導に努める。
6 家庭、中学校等、地域社会及び関係諸機関との連携を一層強化する。	(1) 生徒・保護者の進路希望や高等教育機関及び企業等の状況を把握し、より適切な進路指導を行うため、家庭、中学校等、地域社会及び関係諸機関との連携を図る。 (2) 職場見学、職場体験や地域の行事への参加などを通して、社会及び地域の一員としての自覚を得させるとともに、将来の生き方、進路を考える契機とさせる。

健康教育

健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な資質・能力を育み、安全で安心な社会づくりに貢献することができるようとする。

指導の重点	努力事項
<p>【保健】</p> <p>1 保健教育の充実を図り、生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を育成する。</p> <p>2 健康相談・個別指導の充実を図り、個別の健康課題を自ら解決しようとする態度を育成する。</p>	<p>(1) 本県独自の「自分手帳」を活用することにより、生涯にわたって自らの健康を適切に管理し改善する健康マネジメント能力を育むとともに、課題解決的な学習プロセスと教科等横断的な視点で学習活動を実施する。</p> <p>(2) 「性に関する指導」については、県版「性に関する指導の手引」を活用し、生徒の発達の段階や実態に応じて、情報を正しく選択して適切に行動できるよう組織的、計画的に指導し、集団指導と個別指導の関連を図って進めるようする。</p> <p>(3) 「薬物乱用防止教室」については、関係機関の専門家や学校薬剤師等との連携を図り、学校保健計画に年1回以上開催するよう位置付ける。</p> <p>(4) 「がん教育」については、がんについて正しく理解し、自他の健康と命の大切さ等について主体的に考えることができるよう、健康教育の一環として学校教育活動全体で行うとともに、外部講師を有効に活用した指導を工夫する。</p> <p>(1) 生徒の心身の変化について早期発見・早期対応ができるよう日常的な健康観察を重視し、個別の健康課題及び自校や地域の健康課題を把握する。</p> <p>(2) 学校全体で組織的な健康相談・個別指導を行い、養護教諭や学級担任等が相互に連携し、校内での共通理解を確実に行うとともに、生徒が健康課題を自ら解決するために、個に応じた指導・支援をきめ細かに行う。</p> <p>(3) 県の健康課題（「肥満」「う歯・歯周病」「こころ・性」「視力」）及び自校や地域の健康課題については、家庭、関係機関及び、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家、地域との連携を図り、学校保健委員会等の保健組織活動を活用して健康課題解決に努める。</p>
<p>【安全】</p> <p>安全教育の充実を図り、危険を予測し、回避する能力を育成する。</p>	<p>(1) 学校事故対応に関する指針に基づき、学校安全計画及び危険等発生時対処要領の検証・定期的な見直しや周知徹底を図るとともに、緊急時に適切に対処できるよう、実践的・実効的な安全教育を実施する。</p> <p>(2) 学校における事故の発生要因を分析し、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるよう、教科等横断的に具体的な安全対応策を計画に組み入れて指導する。</p> <p>(3) 「福島県自転車条例」や「自転車運転者講習制度」の趣旨を理解させるとともに、危険予測学習や体験的な学習を通して、正しい自転車運転の指導を充実する。（損害賠償保険加入やヘルメット着用の促進）</p> <p>(4) 地域や関係機関との連携による学校安全体制の強化及び防災教育の充実に努めるとともに、この連携を活用し、安全・安心な地域社会づくりに必要な力の育成に努める。</p> <p>(5) 施設・設備及び用具等について、安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）に努め、点検を確實に実施し、不備があれば迅速かつ適切に対応する。</p>
<p>【食育】</p> <p>「ふくしまっ子食育指針」に基づき、「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」を育成する。</p>	<p>(1) 生徒の食に起因する健康課題を把握し、その解決を図るための取組を、県教委健康教育課HPにある「食に関する指導の全体計画①、②」を作成し、チーム学校として確実に推進する。</p> <p>(2) 食育推進コーディネーターを中心に学校の指導体制を確立するとともに、家庭や関係機関を巻き込んだ推進体制を構築する。特に、卒業後の生活環境の変化に対応できる実践力の育成を図る。</p> <p>(3) 学校給食実施校においては、「学校給食衛生管理基準」を遵守し、異物混入の防止や食中毒の絶無、食物アレルギー対策の徹底に努め、食の安全に対する意識を高める。</p>

防災教育

地域の自然環境、災害、防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じて、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるとともに、災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成する。

指導の重点	努力事項
1 生徒が主体的に行動する態度を身に付けるための計画の充実を図る。	(1) 各教科や特別活動などの関連領域との調整を図り、防災教育に関する事項を学校安全計画や各種指導計画に確実に位置付け、学校の教育活動全体を通じて防災教育に取り組む体制を整備する。 (2) 生徒の発達の段階や地域の実情に応じて、特に重点的に指導すべき災害の内容を示して計画を作成する。 (3) 文部科学省の参考資料や県教育委員会の「放射線教育・防災教育指導資料（活用版）」などを基に、客観的な立場から指導を行う。 (4) 関係機関や団体等と連携を図り、学校安全計画や危険等発生時対処要領の改善に努める。
2 生徒が状況に応じ、主体的に考え方判断し行動する態度や能力を高めるための指導の充実を図る。	(1) 各教科、総合的な探究の時間、特別活動において、災害発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害等について学び、災害に関する基本的な知識と防災に関する意識を高めるための学習活動を工夫する。 (2) 関係機関や団体等と連携した避難訓練の実施や、防災マップの作成など、より実効的な防災教育の推進に努める。 (3) 保護者や地域等と連携し、登下校中や自宅など学校以外で災害に遭った場合の避難の仕方、家族との待ち合わせ場所や連絡方法等、多様な場面を想定した指導や学習の場を設定する。
3 安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める指導を工夫する。	(1) 自らの安全確保だけでなく、地域社会の安全にも視野を広げることができるよう、ボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など、社会貢献や社会参加に関する活動の場を工夫する。

放射線教育

放射線等の基礎的な性質についての理解を深めるとともに、科学的な根拠を基にして、心身ともに健康で安全な生活を送るために、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

指導の重点	努力事項
1 学校や地域の実情及び生徒の実態等に応じ、義務教育段階において学習したことを基盤にして指導計画及び指導内容を工夫する。	(1) 義務教育段階における放射線教育の成果を踏まえ、学校や地域の実情及び生徒の実態を考慮して、学校全体で組織的、計画的な指導計画を作成する。 (2) 家庭や地域及び関係機関との共通理解を図り、実効性のある指導を工夫する。
2 放射線について、正確な知識を身に付け、自ら考え、判断する力を育成するための指導方法を工夫する。	(1) 各教科における放射線に関連する学習内容の指導を充実させ工夫を図る。 (2) 放射線の利用や影響について、科学的な根拠を基に考え、判断する態度を育成する。 (3) 文部科学省の副読本や県教育委員会の「放射線教育・防災教育指導資料（活用版）」、「放射線教育用学習教材」などを基に、客観的な立場から指導を行う。
3 放射線から身を守り、健康で安全な生活を送ろうとする意欲や態度を育成する。	(1) 放射性物質を体内に取り込まないようにするための方法や放射線から身を守る方法を継続して実践できるようにする。 (2) 放射性物質を扱う施設で事故が起こった場合の放射性物質に対する防護や避難の仕方を身に付けさせる。

主権者教育

民主政治と政治参加に関する理解を深め、地域社会の一員として、社会参画への意欲や態度を養うとともに、習得した知識を活用し、現代社会の諸課題について主体的に考察し、公正な判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の有為な形成者としての資質や能力を育成する。

指導の重点	努力事項
1 学校として指導のねらいを明確にし、系統的・計画的な指導計画を立て、校内指導体制を整えて適切に指導する。	(1) 公民科における指導だけではなく、総合的な探究の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用し、生徒の実態や発達段階に応じた年間指導計画を作成する。 (2) 年間指導計画の作成に際しては、副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用場面を想定するとともに、公民科の指導との関連を図る。 (3) 各教科、総合的な探究の時間及び特別活動の時間などにおいては、民主政治の基本である話し合いや討論の指導を行うよう努める。
2 民主主義の意義、政策形成や選挙の具体的な仕組みについての理解を重視するとともに、国家・社会の形成者として求められる力の育成を図る。	(1) 学校教育全体を通じて育むことが求められる論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し公正に判断する力、現実社会の諸課題を見出し協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせる。
3 学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、一層具体的かつ実践的な指導を行う。	(1) 現実の具体的な政治的事象については種々の見解があることを踏まえ、議論の過程が重要であることを理解させる。 (2) 選挙管理委員会との連携により実際の選挙の際に必要となる知識を得るなど、外部機関等との連携を図りながら指導する。
4 家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図る。	(1) 主権者教育は、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの場において行われることが望まれることから、学校としての方針を保護者等に説明し、共有することを通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図る。

特別支援教育（高）

障がいについての基本的な理解のもとに、生徒一人一人のこれまでの学びの場を考慮し、教育的ニーズに応じて、生徒が個々の学習や生活に必要な事項に対する学び方を知り、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を養うことができるよう指導・支援の充実に努める。

指 导 の 重 点	努 力 事 項
1 校内の支援体制を整備し、全教職員で指導・支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安心な学校づくりやわかる授業づくり等の予防的な支援や特別な支援が必要な生徒の早期発見に努める。 (2) 校長のリーダーシップのもと、生徒を学習面・生活面など多面的に把握し、全教職員の共通理解を図り、適切な指導・支援に当たる。 (3) 校内研修の実施や外部の研修会へ積極的に参加し、全教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上を図る。 (4) 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内の各分掌と連携したケース会議等を開催し、支援が必要な生徒の実態把握、支援内容・方法等の検討、(実践、)評価、改善を行う。 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援学校の地域支援センターや特別支援教育アドバイザーの活用を図る。 (5) 共生社会の形成に向けて、各教科、総合的な探究の時間、特別活動等の教育活動やボランティア活動等を通して、生徒が障がいや特別支援教育に対する理解を深められるようする。また、家庭や地域に対しても、障がいに対する理解や特別支援教育に関する継続的な理解の啓発に努める。
2 生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校、家庭、地域及び医療等関係機関との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生徒の教育的ニーズを三つの観点（①障がいの状況等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえて整理し、自立と社会参加を見据え、その時点で最も必要な教育を提供する。 (2) 家庭との共通理解を図るとともに、医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行う。 (3) 特別支援教育コーディネーターや管理職、学年主任等の関係者、スクールカウンセラー等と連携し、生徒の教育的ニーズを把握する。また、支援や配慮が必要な生徒については、本人・保護者と合意形成により合理的配慮を提供するとともに、個別の教育支援計画の作成・活用に努める。 (4) 関係機関と連携し、一貫した指導と支援を行うために、入学時や進級・進学・就職時等には、学校間や担任間、担当間で個別の教育支援計画を活用しながら適切な引継ぎを行う。
3 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の工夫を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 前述の高等学校教育の内容を十分に踏まえるとともに、個別の教育支援計画に明記した合理的配慮を提供しながら、支援を必要とする生徒へ具体的で分かりやすい指導方法を工夫する。 (2) 個別の教育支援計画や各教科等の年間指導計画を基に、個別の指導計画の作成・活用に努め、日々の指導や支援にあたる。

- (3) **生徒がお互いの存在を認め合える学級経営**について、学校全体で検討し、実践する。
- (4) **学びの場の連続性を重視**した対応として、障がいのある生徒については、進学時や卒業後の引継ぎなどを丁寧に行い、個々の生徒の障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行う。

《通級による指導》

<p>1 生徒一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、障がいの状態に応じて、適切な教育課程を編成する。</p> <p>2 生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じた目標を設定し、年間指導計画を作成・活用する。</p> <p>3 生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じた授業の充実に努める。</p> <p>4 指導と評価の一体化を図る。</p>	<p>(1) 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特に必要がある場合は、生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、自立活動を取り入れた特別の教育課程を適切に編成し、生徒一人一人の力を最大限に伸長できるように努める。</p> <p>(1) 年間指導計画は、生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じ、「高等学校学習指導要領」の趣旨を踏まえながら、「特別支援学校学習指導要領」及び「同解説」等を参考に適切に作成する。</p> <p>(2) 年間指導計画の作成に当たっては、生徒一人一人の障がいの状態、各教科等の既習事項や習得状況等について十分に実態把握をし、各教科等の教育の内容を選択し、授業時数の配当及び指導内容を作成する。</p> <p>(3) 特別支援教育コーディネーターや管理職、学年主任、教科担当等の複数の教職員により、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成・活用する。</p> <p>(1) 生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難さを主体的に改善・克服することができるよう、自立活動の時間の指導はもとより、学校の教育活動全体を通して、授業の充実に努める。</p> <p>(2) 個別の教育支援計画、個別の指導計画等を活用して、担任等と連携し、積極的に情報を共有する。自立活動の時間の学習内容と関連を図ることにより、指導の効果を一層高めるようにする。</p> <p>(3) 特別支援学校の地域支援センターや特別支援教育アドバイザーを積極的に活用し、通級による指導における個に応じた指導・支援の充実に努める。</p> <p>(1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるように努める。</p>
--	---